

第16号議案

令和5年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算を提出する。

令和6年3月4日

新宮町長 桐 島 光 昭

令和 5 年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算

令和 5 年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算(第 2 号)は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 500 千円を追加
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24, 331 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

- 第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 6 年 3 月 4 日提出

新宮町長 桐 島 光 昭

第1表 島入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		千円 11,397	千円 2,176	千円 13,573
3 繰越金	1 繰越金	90	3,024	3,114
5 企業債	1 企業債	4,200	△700	3,500
歳 入 合 計		19,831	4,500	24,331

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		千円 15,560	千円 4,500	千円 20,060
	1 事業費	15,560	4,500	20,060
歳 出 合 計		19,831	4,500	24,331

第2表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
漁業集落排水施設整備事業	4,200	証書借入	年3.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件による。 銀行その他の場合には、その債権者とその都度協定し記載する。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還年限を短縮し若しくは繰上償還または低利債に借り換えすることができる。	3,500	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

歲入歲出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳 入)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金	千円 11,397	千円 2,176	千円 13,573
3 繰越金	90	3,024	3,114
5 企業債	4,200	△700	3,500
歳 入 合 計	19,831	4,500	24,331

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 事業費	15,560	4,500	20,060
歳 出 合 計	19,831	4,500	24,331

2 歳 入

2款 繰入金

1項 一般会計繰入金

2,176千円

2,176千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	千円 11,397	千円 2,176	千円 13,573
計	11,397	2,176	13,573

節	説 明	
区分	金額	千円
1 一般会計繰入金	2,176	一般会計繰入金 2,176

3款 繰越金

1項 繰越金

3,024千円

3,024千円

1 繰越金	90	3,024	3,114
計	90	3,024	3,114

1 繰越金	3,024	前年度繰越金 3,024

5款 企業債

1項 企業債

△700千円

△700千円

1 下水道事業債	4,200	△700	3,500
計	4,200	△700	3,500

1 漁業集落排水 施設整備事業 債	△700	漁業集落排水施設整備事業債 △700

3 歳 出

1款 事業費

1項 事業費

4,500千円

4,500千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 排水施設管理費	千円 15,560	千円 4,500	千円 20,060	千円	千円	千円	千円 4,500
計	15,560	4,500	20,060	0	0	0	4,500

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	千円 4,500	排水施設工事費